

H31 教学相第173-2号  
平成31年4月15日

各市立学校長 様

教 育 長

「学校いじめ重大事態に係る対処方針」の策定について（依頼）

仙台市いじめの防止等に関する条例第26条に基づき、第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合の対処の方針（以下「市対処方針」という。）について、別添のとおり策定したので通知します。

また、条例第27条により、各市立学校においても、市対処方針に基づき、各学校における重大事態への対処の方針（以下「学校対処方針」という。）を定める必要があります。

つきましては、各学校においては、下記の点に留意の上、学校対処方針を策定するようお願いします。

記

- 1 策定に当たっては、各学校に設置されている「学校いじめ防止等対策委員会」で協議を行い、各学校の実情に即した方針となるよう、その内容を十分検討すること。（策定例は別添を参照のこと。）
- 2 学校対処方針の策定は、今年度5月末を目途に終え、適用すること。
- 3 策定した後は、全教職員への周知を確実に行うとともに、市対処方針、学校対処方針及び関係する国のガイドライン等（関係するガイドライン等は、別添の「市対処方針」中の「別紙」を参照。）を用いた教職員向けの研修を各学校で定期的実施すること。
- 4 学校対処方針の策定後も定期的に検証し、必要な見直しを図ること。

（別添資料）

- 「仙台市いじめ重大事態に係る対処方針」
- 「仙台市立〇〇学校 いじめ重大事態に係る対処方針」（策定例）
- 「仙台市立〇〇学校 いじめ重大事態発生時の連絡先一覧」（策定例別紙）

担当：教育相談課生徒指導班  
電話：214-8878